

高額な外来診療を受ける方へ

4月1日から、高額な外来診療を受けたときに「認定証(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)」と「被保険者証」を提示すれば、1カ所の医療機関における、1カ月の窓口医療費負担が一定額(自己負担限度額)までとなります。

なお、すでに「認定証」をお持ちの方は、改めて交付の手続きをする必要はありません。

被保険者証の種類	外来診療受診者	事前の 手続き	病院・薬局 などで
国民健康保険	70歳未満の方 (国民健康保険税の滞納がない世帯に限る)	認定証の交付を受ける	被保険者証と認定証を提示
	非課税世帯(注1)の70歳以上75歳未満の方	認定証の交付を受ける	被保険者証、高齢受給者証および認定証を提示
	非課税世帯でない70歳以上75歳未満の方	—	被保険者証と高齢受給者証を提示
後期高齢者医療	世帯全員の市民税が非課税の方	認定証の交付を受ける	被保険者証と認定証を提示
	世帯全員の市民税が非課税でない方	—	被保険者証を提示

注1 非課税世帯とは、世帯主と国民健康保険被保険者の市民税が非課税の世帯のことをいいます。

▶認定証交付申請に必要なもの

【国民健康保険被保険者】国民健康保険被保険者証、印鑑(朱肉を必要とするもの)

【後期高齢者医療被保険者】後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険被保険者は保険年金課 国保担当(内線271・272・273)

後期高齢者医療被保険者は同課医療担当(内線226・227)

母子家庭高等技能訓練促進費 などを支給します

母子家庭の母親が、就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得することを目的に養成機関で修業する場合、母子家庭高等技能訓練促進費を、また、訓練修了後に入学支援修了一時金を支給します。必ず受講前に相談してください。

▶対象 市内に住所を有する母子家庭の母親で、次のすべての要件に該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている方、または同様の所得水準にある方
- ・対象資格を取得するために、養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・働きながら修業するまたは育児をしながら修業することが困難であると認められる方
- ・過去に高等技能訓練促進費の支給を受けたことがない方

▶対象資格 看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、保育士など

▶支給対象期間

【高等技能訓練促進費】修業訓練の全期間支給 ※支給期間の上限は3年

【入学支援修了一時金】養成機関のカリキュラムを修了した場合に支給

▶支給額

【高等技能訓練促進費】

- ・市町村民税非課税世帯 月額 100,000円
- ・市町村民税課税世帯 月額 70,500円

【入学支援修了一時金】

- ・市町村民税非課税世帯 50,000円
- ・市町村民税課税世帯 25,000円

▶その他 必要書類などは面接時に説明します。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)

国民健康保険の加入・喪失手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、勤務先の健康保険に加入して国保をやめるときは、14日以内に届け出が必要ですが、必要書類を持参のうえ、保険年金課で手続きをしてください。

▼必要書類

- 【国保へ加入するとき】※勤務先の健康保険をやめたときなど
- ・勤務先の健康保険の資格喪失証明書または離職証明書
- 【国保をやめるとき】※勤務先の健康保険に加入したときなど
- ・国保と勤務先の健康保険の保険証

▼注意

- ・国保の加入日は、手続きをした日ではなく、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した日です。届け出が遅れると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税されますので、1回の支払い額が高額になることがあります。また、その間の医療費は全額自己負担となります。
- ・国保の資格を喪失した後に、国保の保険証を使用して診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。
- ・受診中に保険が変更となった場合は、医療機関に申し出て、新しい保険証を提出してください。

▼問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

あなたの庭にある松の木、大丈夫ですか？

松くい虫による被害が多発しています。初期症状は分かりづらく、気付いたときには立ち枯れて、強風で倒れることがあります。

ご心配の方は、造園業者にご相談ください。

▼問い合わせ まちづくり推進課公園担当 ☎550011500

鉄剣マラソン大会開催に伴い 市内循環バスを一時運休します



4月1日(日)は、第28回行田市鉄剣マラソン大会開催による交通規制のため、市内循環バスの観光拠点循環コースの第1便から第3便および東循環コースの第1便から第4便を運休しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、南大通り線コースは、停留所の一部が休止となりますのでご注意ください(そのほかの便およびコースは通常運行となります)。

また、南大通り線コースは、停留所の一部が休止となりますのでご注意ください(そのほかの便およびコースは通常運行となります)。

▶運休

【観光拠点循環コース】

出発場所：JR行田駅

便名	出発時間
第1便	7:50
第2便	9:05
第3便	10:40

【東循環コース】

出発場所：行田バスターミナル

便名	出発時間
第1便	7:00
第2便	8:15
第3便	9:55
第4便	11:10

▶停留所休止

【南大通り線コース】

出発場所：工業団地

便名	休止停留所	時刻
上り	警察署前	9:36

※下りについては、通常通り運行します。



▶問い合わせ 生活課市民生活担当(内線251)



同センター ☎556
15221

▼問い合わせ

【仕事例】刃物研ぎ、
植木の剪定、除草作業、
屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、
塗装、植木の散水作業など

その仕事シルバー人材センターにお任せください

行田市暴力団排除条例(案)について皆さんから意見を募集します

本市では、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団排除活動を推進するための条例制定を進めています。次のとおり条例(案)を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

▼募集期間 3月12日(月)～4月11日(水)

▼公表場所 市ホームページ、防災安全課、市政情報コーナー

▼応募方法 住所、氏名、電話番号を明記のうえ、同条例に対する意見を記入

した書類(様式自由)を持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市防災安全課

【FAX】556-2117

【Eメール】bosai@city.gyoda.lg.jp

▼その他 意見提出に係る個人情報、本業務の目的以外には使用しません。

また、提出された意見などの原稿の返却および個別の回答は行いません。

▼問い合わせ 同課防犯対策担当(内線283)

地域の皆さんのお役に立ちます シルバー人材センター

会員になって、生きがい、仲間を見つけませんか

長年培った知識や技術を生かして地域に貢献したい、健康のために体を動かしたい方の入会をお待ちしています。

▼対象 市内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方

▼入会説明会 毎月第3木曜日午前10時からシルバー人材センター(旭町13-24)で行っています。

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。品物は無料で、登録期間は3カ月です。なお、規格や大きさが異なる場合があります。

◎さしあげます

▽セミダブルベッド ▽ベビーカー(A型・AB型) ▽食器棚 ▽歩行器(乳児用) ▽テーブル ▽ひな人形 ▽五月人形 ▽ベビーベッド ▽フランス人形 ▽応接セット

◎ゆすってください

▽自転車(大人・折りたたみ) ▽テレビ(地デジ・液晶) ▽自転車用チャイルドシート(後用) ▽電子オルガン ▽電子レンジ ▽電気洗濯機 ▽ベビーカー(AB型) ▽物置 ▽ラジオカセットレコーダー(MD・CD) ▽こたつ ▽彫刻刀セット ▽石油ストーブ ▽電気ストーブ ▽電気冷蔵庫 ▽大工道具(電動) ▽桐たんす ▽電気炊飯器(小) ▽子ども用自転車(男児用17インチ・女児用18インチ) ▽人体模型(洋裁・和裁) ▽DVDプレーヤー ▽デジタルビデオカメラ

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530 FAX 553-0762